

やめてくれと言わされたら…



退職勧奨?



退職勧奨とは、退職を労働者に迫るもので、応じる必要はありません。労働者が拒否の意思表示をしているにもかかわらず、執拗に退職を迫ることはできません。



解雇?



解雇とは、使用者が一方的に労働者を辞めさせる事です。客観的に見て、合理的な理由がなく社会通念上相当と認められない場合は、解雇は無効です。(労働契約法第16条)
また、使用者が労働者を解雇する場合には、30日前までに予告をするか、30日分以上の平均賃金を支払わなくてはいけません。(労働基準法第20条)

労働組合に相談しよう!